



石国保第 395 号

平成28年8月31日

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内田 博 様

石狩市長 田岡 克 介



石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

このことについて、石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について



平成28年9月9日

石狩市長 田岡克介様

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内田



石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について（答申）

平成28年8月31日付け石国保第395号で諮問を受けた事項について、  
下記のとおり答申する。

記

1. 国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的とした課税限度額の改定は、被用者保険の仕組みとの均衡を考慮したものとなっており、国による医療保険制度改革の主旨や逼迫した本市国民健康保険の財政状況からみて、妥当であると判断する。

